

●香川県告示第142号

香川県建設工事指名競争入札参加者資格基準の一部を改正する基準を次のように定める。

平成22年3月30日

香川県知事 真鍋武紀

香川県建設工事指名競争入札参加者資格基準の一部を改正する基準

香川県建設工事指名競争入札参加者資格基準（昭和55年香川県告示第427号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(参加資格の喪失)</p> <p>第9条 略</p> <p>(1) 定期審査の申請をした日の直後の10月1日（香川県外に主たる営業所を有する者にあっては9月1日）の直前のその者の事業年度終了の日を審査基準日とする経営事項審査を受けていない場合</p> <p>(2) 別表第1に掲げる建設工事の種類において、前号の経営事項審査における当該建設工事の種類に係る平均完成工事高が同表に掲げる金額に満たない場合</p>	<p>(参加資格の喪失)</p> <p>第9条 格付見直日において、登載者が次の各号のいずれかに該当する場合は、指名競争入札に参加する資格を失う。</p> <p>(1) 定期審査の申請をした日の直後の10月1日の直前のその者の事業年度終了の日を審査基準日とする経営事項審査を受けていない者</p> <p>(2) 別表第1に掲げる建設工事の種類において、前号の経営事項審査における当該建設工事の種類に係る平均完成工事高が同表に掲げる金額に満たない者</p>

附 則

この基準は、平成22年4月1日から施行する。